

2015年1月27日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

スリランカ向けおよびトランシップ貨物 新規制のご案内

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

スリランカ税関の通関業務電子化に伴う規制の為、スリランカ各港にて荷揚げされる貨物および同国内各港にてトランシップされる貨物に関しまして、下記内容にてご準備をお願い致したく、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

- 記 -

対象貨物： スリランカ向けおよび同国にてトランシップの輸出貨物

B/L Instructionには次の事項を漏れなく記載願います。

- 1) Full details of Shipper, consignee and notify name and address
- 2) Place of Receipt (Origin) / Port of loading /
Port of discharge / Place of delivery
- 3) HS Code No.
- 4) Container No. / Seal No.
- 5) Weight and measurement
- 6) Full Cargo description
Parts, Electrical goods, Foodstuffs, Consolidate cargo, Garments,
Personal effects and Household goods, Said to contain等は不可

適用開始日： 2015年1月5日

以上

お問い合わせは

マーケティンググループ アジア・印パ中近東トレード担当 (TEL : 03-3587-7070)

または弊社各営業担当までお願い致します。